



三重県公報

令和5年10月13日 (金)

第 456 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
634	医療に関する県民の意識調査の実施	(医療政策課)	2
635	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	2
636	土壤汚染対策法の規定による要措置区域の指定	(大気・水環境課)	2
637	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
638	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	4
639	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	5
640	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
641	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出納局)	6
選 管 告 示			
57	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	7
58	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	9
59	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動及び指定の取消しの届出	(同)	9
60	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出の一部を改正する告示	(同)	9
61	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	10
62	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	11
公 告			
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	11
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	11
	同件	(同)	11
	同件	(同)	12
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	12
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	12
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	12

告 示

三重県告示第 634 号

医療に関する県民の意識調査を次のとおり実施します。

令和 5 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 調査の目的

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後の県民の保健医療に対する認識や意見を把握するとともに、安全で安心できる医療体制や質の高い医療提供体制の整備を図るための基礎資料を作成するため、県民を対象とした意識調査を実施する。

2 調査の期間

令和 5 年 10 月 20 日（金）から同年 11 月 10 日（金）まで（22 日間）

3 調査対象者

令和 5 年 6 月 1 日現在で選挙人名簿に登録されている県内居住の満 18 歳以上の県民 5,000 人

4 調査の方法

郵送調査

5 調査の主な内容

- (1) 調査対象者の基本属性（年齢・居住地・家族構成）
- (2) 医療機関の情報の入手のしやすさについて
- (3) 夜間や休日の急病時の対処方法の理解度について
- (4) 医療機関の役割分担の理解度について
- (5) 地域医療に対する関心度の変化について
- (6) 医療機関を受診する回数の変化およびその理由について
- (7) 健康診断等の受診状況の変化について
- (8) 5 類感染症への移行後の受診状況の変化について
- (9) 地域の医療への満足度について
- (10) 地域の医療の充足度を測る上で重視するものについて

三重県告示第 635 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定します。

令和 5 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定区域

指定番号 23

津市安濃町安濃字下大谷 2640 番の一部、2658 番 1 の一部、2660 番の一部、2661 番 1 の一部、2662 番、2663 番、2664 番の一部、2664 番 1、2665 番、2666 番、2666 番 1、2667 番の一部及び 2667 番 1

2 埋立地の区分

指定番号 23

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 3 号イに規定する埋立地

3 資料の閲覧

指定番号 23

指定に係る指定台帳及び図面は、三重県環境生活部環境共生局廃棄物対策課及び津地域防災総合事務所に備え置いて閲覧に供します。

三重県告示第 636 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」といいます。）を指定するので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 10 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 要措置区域
三重県伊賀市上野桑町 1734 番 1 の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

三重県告示第 637 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 10 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ぎゅーとら新浦の橋店
伊勢市常磐二丁目 1551 ほか7 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社 t r i d e	伊勢市西豊浜町 655 番地 18	清水 秀隆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ぎゅーとら	伊勢市西豊浜町 655 番地 18	清水 秀隆
株式会社マツオココア店	伊勢市浦口四丁目 31 番 79 号	安藤 誠志

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 6 年 5 月 28 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,356 ㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	39 台	縦覧による
合 計	39 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
-----	------	-----

駐輪場	20 台	縦覧による
合 計	20 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	36.0 m ²	縦覧による
合 計	36.0 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	6.40 m ³	縦覧による
合 計	6.40 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ぎゅーとら	午前 8 時	午後 9 時 45 分
株式会社マツオココア店	午前 9 時	午後 5 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 7 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	3 箇所	縦覧による
合 計	3 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 5 年 9 月 27 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 10 月 13 日から令和 6 年 2 月 13 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 638 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 10 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ小俣店
伊勢市小俣町明野 1882 番 1 ほか

2 伊勢市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

付近道路は、小俣小学校、明野小学校及び小俣中学校の児童生徒が通学に利用しているため、登下校時に、児童生徒が安全に通行できるように配慮すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

授業に支障のないよう配慮すること。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）を厳守し、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の区分に応じた廃棄物の収集運搬・処理を事業者の責任において実施すること。

イ 再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること。

(4) その他の事項

ア 伊勢市景観計画における「一般地区」に位置しているため、建築面積 1,000 m²を超える建築物の建築にあたっては、あらかじめ伊勢市景観条例（平成 21 年条例第 14 号）に基づく届出を行うこと。

イ 騒音の基準値としてB類型の「昼：55 d B、夜 45 d B」の数値が使われているが、「道路に面する地域」や「幹線交通を担う道路に近接する空間」の数値を使わなくてよいか確認すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 10 月 13 日から同年 11 月 13 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 639 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 10 月 13 日

三重県知事 一見勝之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮妻峽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市水沢町字東沖 2386 番 5 地先から 四日市市水沢町字横堀 4973 番 2 地先まで	旧	6.0~11.8	871.9
	新	9.3~13.7	871.9

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市平野町字塚本 129 番 3 地先から 鈴鹿市国府町字内山 790 番 1 地先まで	旧	13.5~21.7	893.0
	新	13.5~55.6	893.0

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市国府町字柳 1984 番 1 地先から 鈴鹿市国府町字国府 8499 番地先まで	旧	13.5~55.6	778.0
	新	13.5~55.6	778.0

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三行上野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市河芸町久知野字橋爪 1260 番 1 地先から 津市河芸町久知野字橋爪 1256 番 9 地先まで	旧	12.0~14.8	35.1
	新	13.2~14.8	35.1

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥津飯高線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町奥津西ノ手 1323 番 3 地先から 津市美杉町川上字重僧 19 番地先まで	旧新	5.0~19.0	182.0
	新	8.2~35.1	186.5

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市浦村町字向井 1433 番 33 地先から 鳥羽市浦村町字向井 1433 番 26 地先まで	旧	6.3~23.7	36.6
	新	5.7~16.7	36.6

第 7

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市上之庄字中井 1343 番 4 地先内	旧	24.6~26.4	27.9
	新	31.5~33.6	27.9

三重県告示第 640 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 10 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鈴鹿環状線	鈴鹿市平野町字塚本 129 番 3 地先から 鈴鹿市国府町字内山 790 番 1 地先まで	令和 5 年 10 月 18 日
県道 三行上野線	津市河芸町久知野字橋爪 1256 番 1 地先から 津市河芸町久知野字橋爪 1256 番 9 地先まで	令和 5 年 10 月 13 日
県道 合ヶ野松阪線	松阪市飯福田町字赤江谷 196 番地先内	令和 5 年 10 月 13 日
県道 阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町字向井 1433 番 3 地先内	令和 5 年 10 月 13 日
一般国道 163 号	伊賀市上阿波字川原口 1412 番 1 地先から 伊賀市上阿波字藪ノ内 4685 番地先まで	令和 5 年 10 月 20 日
一般国道 368 号	伊賀市上之庄字中井 1343 番 3 地先から 伊賀市山出字岩ヶ谷 1630 番 1 地先まで	令和 5 年 10 月 18 日

三重県告示第 641 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 5 年 10 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 三十三銀行	阿倉川支店	四日市市阿倉川町 16 番 9 号	四日市市羽津山町 2 番 7 号	令和 5 年 11 月 13 日
	西阿倉川支店	四日市市大字西阿倉川 1424 番地の 1	四日市市羽津山町 2 番 7 号 (阿倉川支店内)	令和 5 年 11 月 13 日

	西支店	四日市市京町1番16号	四日市市羽津山町2番7号 (阿倉川支店内)	令和5年11月13日
--	-----	-------------	--------------------------	------------

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出及び第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和5年10月13日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第1号）	1以上の市区町村の区域等として設けられた支部	届出年月日	備考
立憲民主党三重第2総支部	下野幸助	宮沢周子	鈴鹿市白子町2977-1	衆議院議員	○	令和5年7月27日	

ロ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第2号）	1以上の市区町村の区域等として設けられた支部	届出年月日	備考
自由民主党三重県桑名市第五支部	辻内裕也	加藤陽一	桑名市西別所1200-7	衆議院議員	○	令和5年9月11日	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第2号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）	届出年月日	備考
森口あゆみ後援会	松本祐樹	高木修	鈴鹿市東旭が丘6丁目6-7	衆議院議員	森口あゆみ	令和5年8月17日	

ロ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
---------	--------	----------	------------	-------	----

		名				
寺輪ひろき後援会	嶋田義光	中井安男	いなべ市北勢町二之瀬 1038		令和5年 9月8日	
南まさひこ後援会	荻田文彦	南雅彦	度会郡玉城町中楽 549-54		令和5年 8月29日	
2 届出事項の異動						
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
参政党三重第1支部	小泉淑乃	主たる事務所の所在地	松阪市五反田町 4-1105-3	津市美杉町丹生 俣1440	令和5年 5月13日	政党
		代表者	小泉淑乃	萱間修		
		会計責任者	稲地恵	小泉淑乃		
		主たる事務所の所在地	松阪市駅部田町 151-17	松阪市五反田町 4-1105-3	令和5年 6月15日	
参政党三重第3支部	近藤大壱	主たる事務所の所在地	松阪市五反田町 4-1105-3	松阪市駅部田町 151-17	令和5年 9月1日	
		代表者	近藤大壱	川村洋輝		
		主たる事務所の所在地	桑名市野田2丁目 7-68	三重郡川越町豊 田892	令和5年 7月12日	政党
		代表者	近藤大壱	川村洋輝		
参政党三重第4支部	土谷健一	主たる事務所の所在地	伊勢市岡本1- 5-14	伊勢市二俣3- 7-13	令和5年 5月16日	政党
		代表者	土谷健一	村井政樹		
		会計責任者	森田哲司	藤原靖		
		主たる事務所の所在地	桑名市長島町押 付205	桑名市長島町千 倉171	令和5年 8月20日	政党
自由民主党長島支部	伊藤克彦	代表者	伊藤克彦	金森義文		
		代表者	青沼陽一郎	中川正春	令和5年 8月29日	政党
		主たる事務所の所在地	伊賀市阿保42- 1	伊賀市柘植町 2296	令和5年 6月18日	
		代表者	関田英紀	村田省三		
立憲民主党三重県 第4区総支部 伊賀歯科医師連盟	関田英紀	代表者	関田英紀	井上健三		
		会計責任者	平井吾一	井上健三		
		主たる事務所の所在地	伊賀市阿保42- 1	伊賀市柘植町 2296	令和5年 6月18日	
		代表者	関田英紀	村田省三		
しんかいあきこ後	阪井勇男	会計責任者	小山幸子	相川勝子	令和5年	

援会		任者			3月16日
		代表者	阪井勇男	竹本博志	令和5年 3月17日
津田健児後援会	津田健児	主たる事務所 の所在地	四日市市日永西 三丁目5-4	四日市市笹川七 丁目52-2	令和5年 2月19日
		主たる事務所 の所在地	四日市市笹川七 丁目52-2	四日市市日永西 三丁目5-4	令和5年 4月13日
日沖正信後援会	二之夕秀明	代表者	二之夕秀明	藤田修士	令和5年 8月28日

三重県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

令和5年10月13日

		三重県選挙管理委員会委員長	中西正洋
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
ながと孝之後援会	永戸孝之	令和5年8月1日	
早川光男後援会	早川光男	令和5年3月31日	
三重県ひろしの会	森下廣	令和5年8月31日	
三木たかし後援会	三木隆	令和5年5月1日	
森下ひろし後援会	森下典代	令和5年8月31日	
矢口憲司後援会	矢口憲司	令和5年8月8日	
山内おさむ後援会	中瀬秀男	令和5年8月2日	

三重県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出及び同項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和5年10月13日

		三重県選挙管理委員会委員長	中西正洋
1 資金管理団体の異動			
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新 旧 異動年月日
津田健児	津田健児後援会	主たる事務所の所在地	四日市市日永西三丁目5-4 四日市市笹川七丁目52-2 令和5年2月19日
		主たる事務所の所在地	四日市市笹川七丁目52-2 四日市市日永西三丁目5-4 令和5年4月13日
2 資金管理団体の指定の取消し			
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日	
森下廣	三重県ひろしの会	令和5年8月31日	

三重県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出について、訂正の届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定により、政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出（令和4年三重県選挙管理委員会告示第14号）の一部を次のとおり改正し、公表します。

令和 5 年 10 月 13 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

「

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第 1 号)	1 以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
自由民主党三重県参議院選挙区第二支部	山本 佐知子	住田 博行	桑名市馬道二丁目 793	参議院議員	○	令和 4 年 2 月 28 日	

」

を

「

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第 1 号)	1 以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
自由民主党三重県参議院選挙区第二支部	山本 佐知子	住田 博幸	桑名市馬道二丁目 793	参議院議員	○	令和 4 年 2 月 28 日	

」

に改める。

三重県選挙管理委員会告示第 61 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 5 年三重県選挙管理委員会告示第 49 号は、廃止します。

令和 5 年 10 月 13 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

50 分の 1 の数 29,197

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 282,479

三重県選挙管理委員会告示第 62 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 5 年三重県選挙管理委員会告示第 50 号は、廃止します。

令和 5 年 10 月 13 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	74,704
四 日 市 市	84,624
伊勢市・鳥羽市	39,333
松 阪 市	43,609
桑名市・桑名郡	39,446
鈴 鹿 市	52,913
名 張 市	21,340
東 紀 州	18,748
亀 山 市	13,135
いなべ市・員弁郡	19,079
志 摩 市	13,463
伊 賀 市	23,353
三 重 郡	18,144
多 気 郡	12,698
度 会 郡	12,024

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、名張市土地改良区（名張市夏見 2812 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 5 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 5 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（水準測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 3 月 29 日まで
- 3 作業地域
桑名市の一部及び桑名郡木曾岬町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

令和 5 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳補正業務）

- 2 作業期間
令和5年9月29日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域
亀山市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県市町総合事務組合管理者から通知がありました。

令和5年10月13日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（撮影・写真地図作成）
- 2 作業期間
令和5年10月10日から令和6年5月31日まで
- 3 作業地域
三重県全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和5年10月13日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称
安濃都市計画ごみ処理場
第1号安濃村清掃センター
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和5年10月13日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 9月29日	三重郡菰野町大字潤田字宮西 4148-8	三重郡菰野町大字潤田 4148-6 富山 雄介

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年10月13日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
県有スクールバス用大型バス（ノンステップ） 1台
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期限

令和6年3月27日（水）

- (4) 納入場所
三重県立特別支援学校北勢きらら学園
三重県四日市市下海老町字高松 161 番地
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年11月8日（水）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
 - (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (4) 仕様・価格証明書
- 5 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 担当 澤木
電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023
 - (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和5年11月22日（水）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年11月15日(水)17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年11月15日(水)17時までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年11月22日(水)14時30分まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和5年11月22日(水)14時30分
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課
案件名 県有スクールバス用大型バス(ノンステップ)購入
- (7) 開札の日時及び場所
- 日時 令和5年11月22日(水)14時45分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、車両本体価格の100分の110に相当する金額にリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した額をもって、契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、車両本体価格の100分の110に相当する金額にリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- エ 落札者の決定方法
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
- オ 入札の無効
本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつ

た者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

long-sized low-floor bus without a step

Quantity 1 (Special Needs School Hokusei Kirara Gakuen)

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Wednesday, November 22, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:30 P.M. on Wednesday, November 22, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:45 P.M. on Wednesday, November 22, 2023.

(4) Managing Authority:

Special Needs Education Division, Mie Prefecture Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2961

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
